



申6号

新型コロナウイルス感染症に対する不安を解消し組合員が安全で安心して働ける職場環境の構築を求める緊急申し入れ団体交渉を行う!

11月16日開催

11月16日に開催した申6号交渉は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が加速している危機的な状況の中で、組合員の不安解消を目指して8月6日に緊急申し入れを行っていました。社員はもとよりJR東日本グループ社員も同様に、職場で感染拡大していた状況であり、命にかかわるリスクを抱え、安全・安定輸送の確保に尽力している職場の不安を少しでも解消し、安全で安心して働ける職場環境の構築を求めて、早急に開催すべき緊急申し入れの意義も踏まえ議論しました。

【議論の特徴点は以下の通りです】

1. 新型コロナウイルス感染症拡大が加速する中においても、社会インフラとしての鉄道事業の使命を全うしている組合員・家族の命を守り、重症化させないために、希望する組合員に対するワクチンの職域接種を早急に行える環境を整えること。

- ・職域接種は、当初予定していた通り12月末までに予定通りの人数が接種できる見込みである。
- ・当初は東京と仙台を接種会場としてきたが、対応できる会場を検討し長野と新潟でも行ってきた。
- ・健診センターでも接種を行えるように準備を整えていたが、職域接種の申請が締め切られワクチンを確保できなかった。国の体制が整っていなかった。
- ・基本的にはワクチン接種する社員を会社が指定し、本人の希望によりワクチン接種を行う。
- ・出向者についても職域接種の対象である。**確認!**
- ・3回目の職域接種は、これから考えていく。今の時点では答えられる材料がない。
- ・ワクチン接種は、通達のとおり、自分の時間が原則である。なお、業務の都合等もあることを勘案して免除でワクチン接種出来るようにした。**ワクチン接種の機会を失わないために積極的に免除での接種を判断すべきだ!**
- ・できるだけ多くの社員がワクチン接種できる環境整備をしたい。



副反応に対応できる免除の日数を増やし安心して働く環境整備をすべきと主張しました!

2. 新型コロナウイルス感染症が拡大している中で、業務中における罹患と思われる事象が発生した場合は労働災害の申請を行い、不安の解消に努めること。

【労働災害の申請について】

- ・新型コロナウイルス感染症に関して、労働災害の申請をしているケースは何件か把握している。
- ・労働災害の申請は、業務の起因性が高いか低いかにかかわらず、社員と話をすることが大事である。
- ・コロナ陽性の際に勤務の状況を確認し、業務上の起因性があると疑われる時は会社として必要な対応を行う。
- ・会社として業務上の起因性が低いと判断した場合も本人が個人的に労災申請することはできる。



【感染防止対策について】

- ・職場のペーパータオルなど撤去しているものについて会社として決めるものではなく、職場ごとに対応していただきたい。必要な備品を確保することは変わらない。

【安心して働く職場環境について】

- ・妊娠中の社員に対しては母性保護の観点から対応すべきと考える。本人に寄り添い話すことが大事である。
- ・退職記念乗車券の延長の要望は、提起があったことは受け止める。

現場第一線で奮闘する組合員が安全・安心に働ける環境をつくるため職場から議論をつくり出そう!